

区街4号線沿道まちづくり かわら版

第15号
2017. 11

発行元：中野区 都市政策推進室 西武新宿線沿線まちづくり分野

東京都市計画道路区画街路中野区画街路第4号線の 事業概要及び用地補償説明会のお知らせ

沼袋区画街路第4号線沿道地区の都市計画の変更や地区計画の策定に向けて、10月15日（日）、16日（月）に地区計画等原案の説明会を開催しました。多くのご参加ありがとうございました。

東京都市計画道路事業である区画街路第4号線については、本年8月に東京都より事業認可を受け、平成37年度の完了に向けて事業が本格的に始動してまいります。

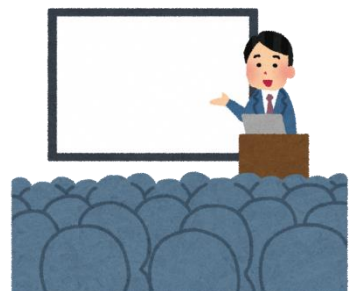
◆区画街路第4号線の事業概要及び用地補償説明会開催について

	開催日	時間	会場
①	11月17日（金）	19:00~20:30	沼袋区民活動センター （沼袋2-40-18）
②	11月18日（土）	10:00~11:30	

※両日程とも説明内容は同じです。

※会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

※一時保育（各日先着3人）及び手話通訳を希望する方は、11月6日から11月10日までに電話またはファクシミリ（住所、氏名とふりがな、電話番号、参加希望日、一時保育希望の方はお子さんの氏名とふりがな、月年齢を記入）で、裏面のお問い合わせ先までご連絡をお願いします。



◆今後の予定について

現在、区画街路第4号線の事業により、お譲りいただく用地を確認するため、用地測量を行っております。関係権利者の方々には引き続き、用地測量の立会い等をお願いします。今後、沼袋駅の周辺道路の交通量調査や、用地を取得させていただいた後の生活再建に関する意向調査を実施する予定です。ご理解とご協力をお願いします。（詳細は裏面Q&Aに掲載しています）

◆『区画街路第4号線の事業』に関するQ&A

Q1：今回の説明会の趣旨は何ですか。

A1：この説明会は、本年8月に区が区画街路第4号線の事業に着手したことに伴い、関係者権利者の方々に事業内容をお知らせするため、都市計画法に基づき開催するものです。説明会では、事業の進め方や沿道敷地における建築の制限、用地取得と補償内容などについてご説明します。

Q2：説明会に参加できない場合、事業や用地補償について説明を聞く機会はないのですか。

A2：今後、用地取得のお話をさせていただく際に、個別にご対応させていただきます。また、オープンハウスでも説明をさせていただきますので、ご活用ください。なお、説明会に参加されなかった場合であっても、補償内容などに影響はありません。

Q3：①用地測量、②交通量調査、③意向調査とは何をするものですか。

A3：① 用地測量は、お譲りいただく用地を確認するため、関係権利者の方々の同意と立会いのもと、区画街路第4号線沿道敷地の土地境界の目印となる杭や鋸の確認を行います。訪問前には、事前に電話などにより、ご案内をさせていただきます。

② 交通量調査は、区画街路第4号線の道路の構造を検討するため、交差点や踏切部に調査員を配置し、自動車・二輪車・歩行者の動向を調査するものです。

③ 意向調査は、関係権利者の方々へ、事業完了後の生活再建についてのお考えを中野区が調査するものです。本調査の対象の方には、12月頃に区よりアンケート方式の調査票をお送りする予定です。

以上、3件についてのご理解とご協力をお願いいたします。

◆オープンハウスを開催します！

下記日程にて、地区計画原案の内容や区画街路第4号線の事業などに関する情報を分かりやすくお伝えします。お気軽にお越しください。

日時：11月 8日(水) 13:00~20:00

11月27日(月) 13:00~20:00

場所：沼袋区民活動センター 洋室2号（各日とも）

【お問い合わせ先】

中野区 都市政策推進室 西武新宿線沿線まちづくり分野

TEL：03-3228-5487（直通）

FAX：03-3228-5417

※連続立体交差事業や沿道まちづくりについては、中野区ホームページにて「西武新宿線沿線まちづくり」と検索するとご覧いただけます。

※このかわら版は、地区計画の策定を想定している範囲にお住まいの方、営業されている方、土地または建物を所有されている方を対象に送付しています。